

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 24 年 2 月 9 日 (木) 15:00 ~

ところ 山口県医師会館 6F 会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
常任理事 西村 公一

開会挨拶

木下会長 本委員会の目的は社保・国保並びに審査委員間の審査較差の是正である。本日も 6 つの議題が提出されているが、難しい審査取扱いについて議論をつくし、共通認識で保険審査が行われるよう尽力いただきたい。

協議

1. 通院・在宅精神療法の取り扱いについて

〔国保連合会〕

従来は、他の医療機関に入院中の患者が受診された場合、あるいは自院の通院患者が他の医療機関に入院し、そこから受診した場合等は、通院・在宅精神療法が算定できたが、本年度よりその算定ができないと指摘があった。

昨年 of 社保・国保審査委員合同協議会では中国四国厚生局山口事務所からも算定はできない旨の説明があった。

しかし、日本精神科病院協会の総会においてこの問題を提起したところ、日本精神科病院協会から厚労省 精神・障害保険課に問い合わせを行

い、その結果は算定可というものであった。また、11 月に開催された全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議でも同様の結論であったため、再度、中国四国厚生局山口事務所に確認したが、厚労省保険局医療課からは回答が得られていない状況である。

したがって山口県での取扱いについて本委員会で協議願いたい。

取扱いが明確に示されるまで、当分の間、従来どおり算定を認める。

2. シングレア細粒の 6 歳以上（小児）への投与について

〔国保連合会〕

シングレア細粒の用法・用量は「1～6 歳未満の小児」とあるが、「シングレアチュアブルを嫌がる」との理由から、6 歳以上の小児へのシングレア細粒の投与が認められるか協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 5 年 8 月 1 日・社保国保審査委員連絡委員会

出席者

委員	山本 徹	委員	土井 一輝	県医師会
	矢賀 健		大藪 靖彦	会 長 木下 敬介
	藤井 崇史		安武 俊輔	専務理事 杉山 知行
	小田 裕胤		浴村 正治	常任理事 萬 忠雄
	藤原 淳		上野 安孝	西村 公一
	田中 裕子		道重 博行	田中 義人
	久我 貴之		中山 晴樹	理 事 田村 博子

算定を認める（注記も不必要）。

3. ニフレック配合内用剤（手術の際に使用）の算定方法について（DPC） [支払基金]

DPC レセプトにおいて、内視鏡的ポリープ切除術施行時に使用したニフレック配合内用剤について、手術に使用した薬剤として出来高算定が認められるか協議願いたい。

DPC 算定ルールに鑑み、処置における薬剤として算定は認められない。

4. 静脈麻酔（内視鏡的手術又は内視鏡時）の算定について [支払基金]

プロポフォール（ディプリバン注等）を使用した次の場合に、静脈麻酔の算定を認めるか協議願いたい。

- (1) 内視鏡的手術（内視鏡的ポリープ切除術、食道・胃静脈瘤硬化療法等）
- (2) 内視鏡時（EF- 胃、EF- 大腸、EF- 小腸等）

- (1) 内視鏡的手術については、必要に応じ静脈麻酔（短時間のもの）までは認める。
- (2) 内視鏡検査については静脈麻酔料及び薬剤料ともに認められない。

5. モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査の取扱いについて [支払基金]

次の疾患に認められるか協議願いたい。

- (1) 白血病の疑い
- (2) 悪性リンパ腫の疑い

- (1) 認められる。
- (2) 骨髓液、リンパ節が検体となる場合は認められる。

6. 突合点検（医科と調剤）における 175 円ルールについて [山口県医師会]

突合点検については実施要領が修正（処方せんと調剤レセプトを照合のうえ審査）されたため、本年 3 月審査から支払基金で実施することとなった。これにより、社保は従来の調剤審査（1,500 点以上のレセプト）に替わり、請求点数に関係な

く調剤レセプトの審査が行われることとなるが、平成 14 年の「低薬価薬剤の審査等に関する検討会」の「具体的取扱い方針（4）」において、調剤レセプトについて「上記と同様に取り扱う」とあるため、一般審査と突合点検は同一ルール（175 円ルール等）のもとに審査されると解せるが、審査取扱いについて確認したい。

（国保は平成 24 年度中に実施予定）

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 14 年 7 月 21 日・社保国保審査委員連絡委員会

175 円ルール及び傷病名欄に適応病名の記載を必要とする範囲は、医科審査の取扱いと同様である。

（お知らせ）

お盆休診の届け出方法について

毎年 8 月において、お盆を休診日として中国四国厚生局へ届け出る場合に、例えば「お盆休診日：13 日～15 日」と届け出ると、翌年はカレンダーの関係上「お盆休診日：14 日～16 日」と変更が必要になることがあり、医療機関によっては毎年「変更届」を提出するという煩雑な状況も発生しております。

そのため、各医療機関が一度提出すれば、休診予定日が多少前後しても毎年有効となる「届出方法」を同厚生局山口事務所等と協議し、以下の届出方法であっても許容範囲内であると確認しましたので、参考としてご連絡いたします。

（届出例）

「お盆休診日」 8 月 11 日～19 日のうちの日曜日以外の 3 日間。

※以上の新たに合意されたものについては、平成 24 年 4 月診療分から適用する。